

離島指定検討部会における検討事項(案)

国土交通省 国土政策局
離島振興課
令和5年5月

離島指定検討部会における検討事項(案)

検討事項(案)

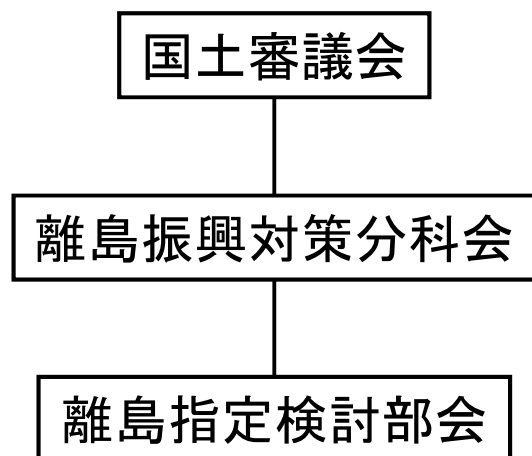
離島振興対策実施地域の指定解除のあり方等について

検討内容例1 架橋に伴う指定解除のあり方

検討内容例2 人口要件を満たさなくなった離島地域の検討

国土審議会 離島振興対策分科会 離島指定検討部会の概要

(1)位置づけ



※水産、農業、観光等の学識経験者
において構成

(2)これまでの主な経緯

平成24～25年 指定基準の見直し、
これに基づく指定地域の見直し
平成27年 指定地域の追加
令和元～2年 指定地域の点検

離島振興対策分科会 離島指定検討部会設置要綱改正案(抄)

(任務)

2 部会は、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条の離島振興対策実施地域の指定等に関する以下の事項について調査審議し、その結果を分科会に報告する。

一 社会・経済情勢の変化を踏まえた離島振興対策実施地域の指定基準及び指定解除基準についての点検及び点検結果を踏まえた所要の対応等に関する事項

※下線部は今回新たに追加するもの(資料3-2参照)

1(1) 架橋に伴う離島振興対策実施地域の指定解除の現行の考え方

- 離島振興対策実施地域の離島に架橋事業が行われ、常時陸上交通が確保されることになった場合には、地域指定を解除することとなっている。(離島振興対策実施地域の指定解除基準(昭和53年3月27日 第43回離島振興対策審議会決定))
- 指定解除する際には、本土との間に常時陸上交通の確保を含め、その離島の条件不利性が解消されたか検討を行い、国土審議会の意見を聴いて、解除している。

【離島振興対策実施地域の指定解除基準】

【離島振興法に基づく離島振興対策実施地域を含む島しょに、同法及び他の架橋事業等が行われた場合の離島振興対策実施地域指定の取扱いについて】(昭和53年3月27日 第43回離島振興対策審議会決定)(抄)

離島振興法に基づく離島振興対策実施地域を含む島しょに、同法及び他の法律(これに基づく命令を含む。)に基づき架橋事業等が行われ、これによって、当該島しょに係る離島振興対策実施地域の全部又は一部と本土との間に常時陸上交通が確保されることになった場合には、同法にいう「隔絶性」が解消するものとして、当該地域の全部又は一部について指定を解除するものとする。

この場合、準備にあてるため、上記の要件に該当することになる年度の次の年度に限り、指定の解除を猶予することができるものとする。

ただし、上記の要件に該当する場合であっても本土との間に常時陸上交通が確保されない一定の要件に該当する集落が存するという特別な事情がある場合には、当該事情が解消するまで、当該地域の一部についての指定解除を猶予することができるものとする。

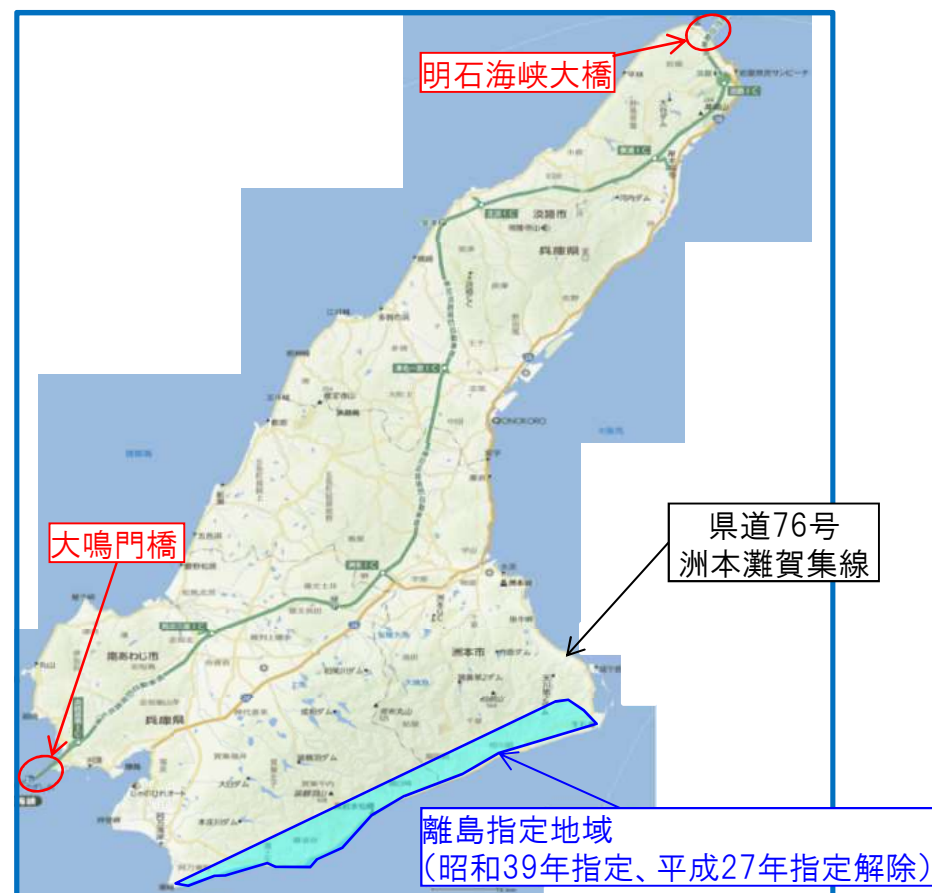
【これまで、この基準により指定解除された島の数 58島】

1(2) 架橋後も指定解除が猶予された事例

- 架橋が整備され、常時陸上交通が確保されることとなった場合は、指定解除となるが、現行の指定解除基準においては、常時陸上交通が確保されない集落がある場合には、指定解除を猶予することができる。これに基づき、兵庫県淡路島の一部は指定解除が猶予された。

【兵庫県淡路島(一部)の例】

- 淡路島の一部を離島振興対策実施地域(昭和39年7月)に指定
- 昭和60年に大鳴門橋、平成10年に明石海峡大橋が架橋されたが、指定地域においては一部道路整備が未了であったことから、指定解除を猶予。
- その後、県道が開通し、常時陸上交通が確保されたことから、同地域は平成27年に指定解除。



1(3) 改正離島振興法の附帯決議

- 衆議院国土交通委員会(第210回臨時国会)及び参議院国土交通委員会(第210回臨時国会)の離島振興法の附帯決議において、「離島と本土等との間の架橋が整備された際には、当該地域の実情に配慮しつつ、離島振興対策実施地域の指定が直ちに解除されることのないよう同地域の指定解除基準についても検討すること」が決議された。

【離島の振興に関する件(令和4年11月9日衆議院国土交通委員会決議)(抄)】

離島は、領域、排他的経済水域の保全、文化の継承、自然環境の保全、食料の供給の場等の多様で重要な役割を担っている。一方、四方を海等に囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ、高齢化が急速に進展する等、他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件の下にある。このため、離島における安全で安心な島民の生活を確保し、今後も離島に人が住み続け、その役割を最大限発揮できるよう、政府は、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 離島の振興のための施策は、離島が海等によって本土又は離島と隔てられていることに起因する諸条件に係る不利を補正し、離島と本土又は他の離島との一体性を確保するという観点を踏まえ、講ぜられなければならないこと。また、それに伴い離島と本土等との間の架橋が整備された際には、当該地域の実情に配慮しつつ、離島振興対策実施地域の指定が直ちに解除されることのないよう同地域の指定解除基準についても検討すること。

【離島振興法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(令和4年11月15日参議院国土交通委員会決議)(抄)】

離島は、領域、排他的経済水域の保全、文化の継承、自然環境の保全、食料の供給の場等の多様で重要な役割を担っている。一方、四方を海等に囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ、高齢化が急速に進展する等、他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件の下にある。このため、離島における安全で安心な島民の生活を確保し、今後も離島に人が住み続け、その役割を最大限発揮できるよう、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 離島の振興のための施策は、離島が海等によって本土又は離島と隔てられていることに起因する諸条件に係る不利を補正し、離島と本土又は他の離島との一体性を確保するという観点を踏まえ、講ぜられなければならないこと。また、それに伴い離島と本土等との間の架橋が整備された際には、当該地域の実情に配慮しつつ、離島振興対策実施地域の指定が直ちに解除されることのないよう同地域の指定解除基準についても検討すること。

1(4) 架橋に伴う指定解除のあり方について

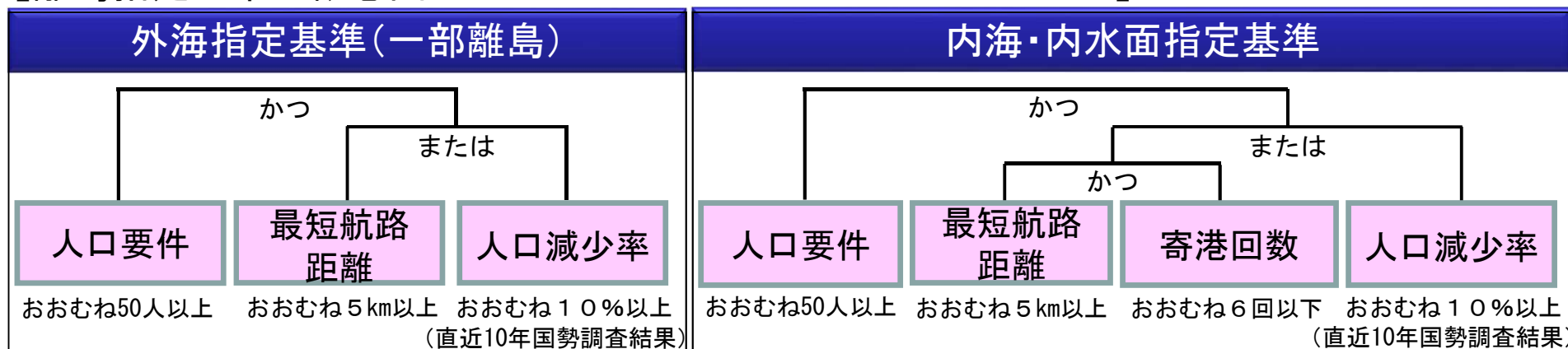
検討内容例

- 改正離島振興法の附帯決議を踏まえ、離島指定検討部会において、離島と本土の間に架橋が整備された際の地域の実情に配慮した指定解除のあり方について検討する。

2(1) 離島振興対策実施地域の指定基準について

- 現行の離島指定基準は、第10回離島振興対策分科会(平成25年4月11日)において見直されたもの。
- 指定基準の「人口要件」を満たさなくなった離島地域は、留意事項1に基づき離島指定検討部会において運用状況の「点検」が行われ、これまで、いずれも指定解除が猶予されている。

【離島指定基準の概念図 ※国土審議会 第10回離島振興対策分科会(平成25年4月11日)了承】



○見直し後の指定基準の運用に関する留意事項

- 1 指定済み離島について、人口要件を満たさなくなった場合においても、今後の振興の方針等を確認のうえ、指定解除について停止することを検討する。
- 2 常時陸上交通が確保された離島について、指定解除を検討する。
- 3 未指定離島の新たな指定にあたっては、各基準を満たしていることを確認したうえで、寄港回数・最短航路距離等の交通条件や社会経済状況などを総合的に判断し、離島振興法第1条の目的に沿うよう行う。

令和2年国勢調査の結果、人口要件(おおむね50人以上)^{※2}を満たさなくなった既指定離島地域(10地域)

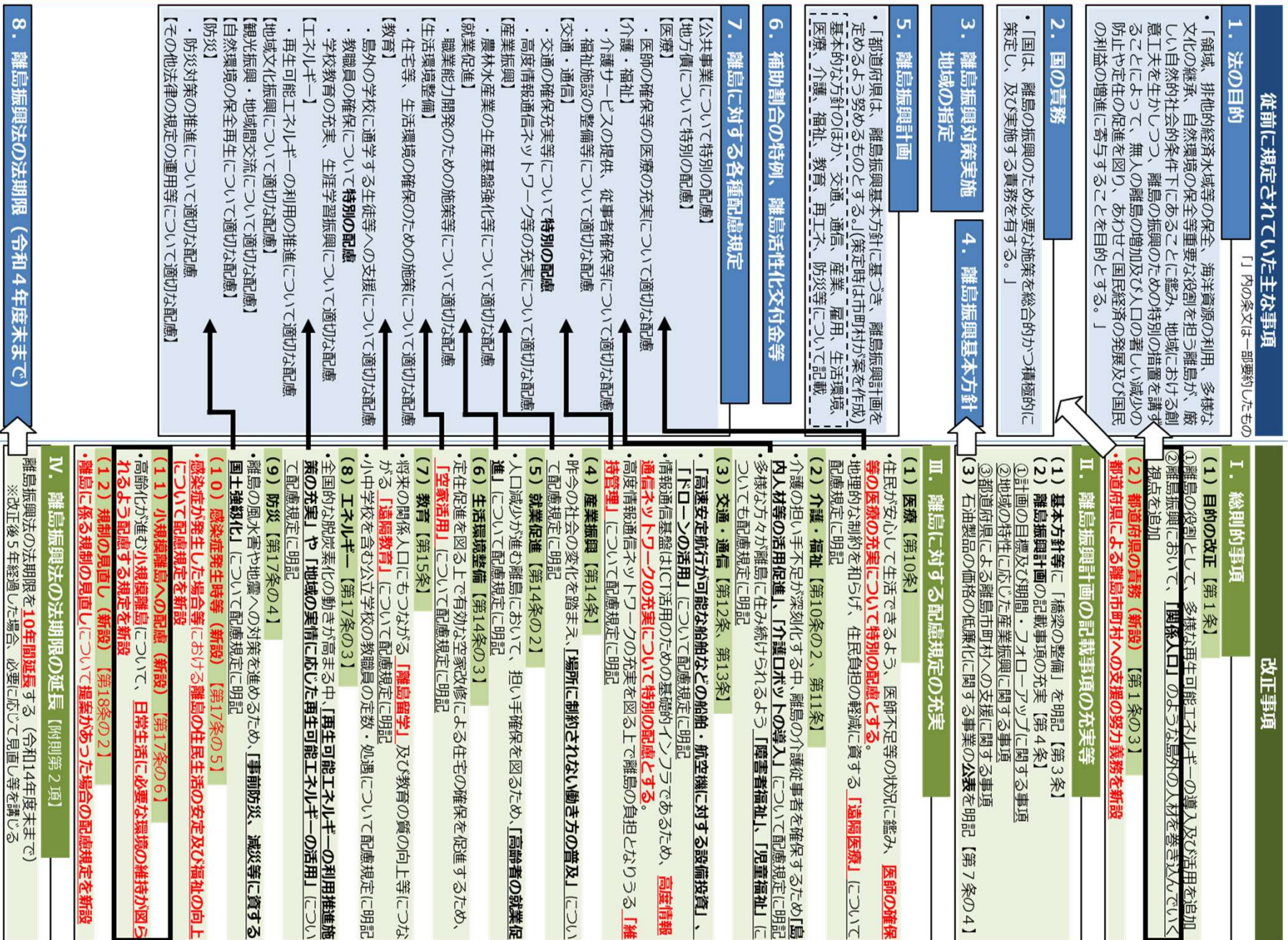
小島(北海道)、犬島(岡山県)、児島諸島[松島・六口島](岡山県)、下大崎群島[三角島・斎島](広島県)、越智諸島[鶺鴒島・津島](愛媛県)、来島群島[小島・来島・馬島・比岐島](愛媛県)、青島(愛媛県)、南那珂群島[大島・築島](宮崎県)、桂島(鹿児島県)、新島(鹿児島県)

※1 青字箇所は前回(令和3年)の点検において離島指定解除猶予となった地域。指定解除が猶予された地域は、国勢調査の都度、離島振興策の効果を確認し、新たな指定基準に則して指定解除の是非を判断することになっている。

※2 「おおむね50人以上」の定義については、10%の範囲とし、一の位を四捨五入して50人以上と解釈している。

※3 人口要件は島単位ではなく地域単位で判断している。

2(2) 離島振興法の一部を改正する法律 概要



2(3) 「人口要件」を満たさなくなった離島地域について

検討内容例

- 令和2年国勢調査の結果、人口要件(おおむね50人以上)を下回っている離島振興対策実施地域(10地域)について、離島指定検討部会において、今後の離島振興方針等を点検※し、指定解除の停止の妥当性を検討する。

※点検にあたっては、改正離島振興法や人口減少等の離島を取り巻く現状を踏まえて、現地調査、ヒアリング等を予定。

3 検討スケジュール(案)

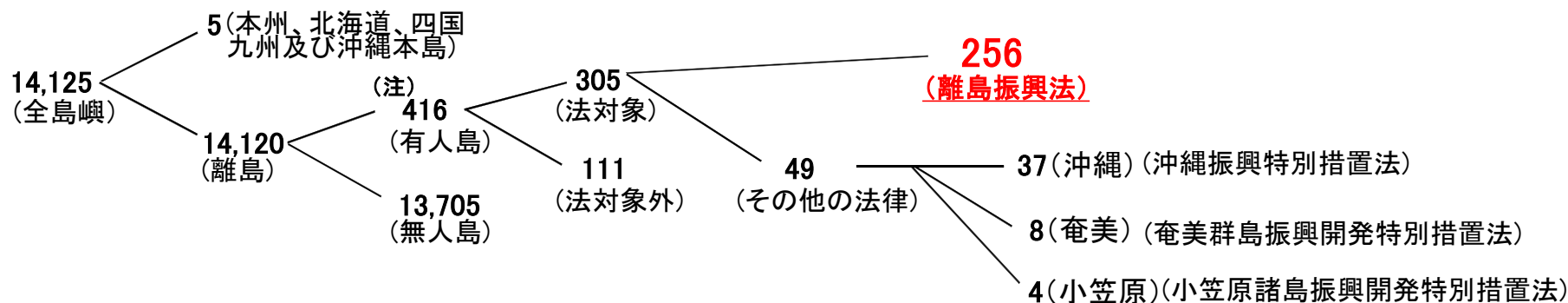
令和5年 5月24日	第22回 離島振興対策分科会 ・離島指定検討部会の検討事項の審議
令和5年夏頃～ (予定)	離島指定検討部会(2～3回程度) ・現地調査、ヒアリング 等
令和6年 6月 (予定)	第23回 離島振興対策分科会 ・離島指定検討部会からの報告の審議

参考1 離島の現状

- わが国は14,125の島嶼により構成されている。このうち、離島振興法による離島振興対策実施地域は77地域に含まれる有人離島は256島となっている。
- 有人離島256の総面積は5,317km²で全国面積の1.41%、総人口は約34万人で全国人口の0.27%を占めている。

【日本の島嶼の構成】

(令和5年2月28日現在)



(注) 令和2年国勢調査結果に基づく有人島の数を都府県に聞き取り。内水面離島である沖島(滋賀県)を含む。

(出典) 国土地理院調べ

【離島振興対策実施地域の状況】

区分	
地域数	77
指定有人島数	256
面積(対全国比)	5,317km ² (1.41%)
人口(対全国比)	34万人(0.27%)
関係市町村数	111

【法対象外離島111島の内訳】

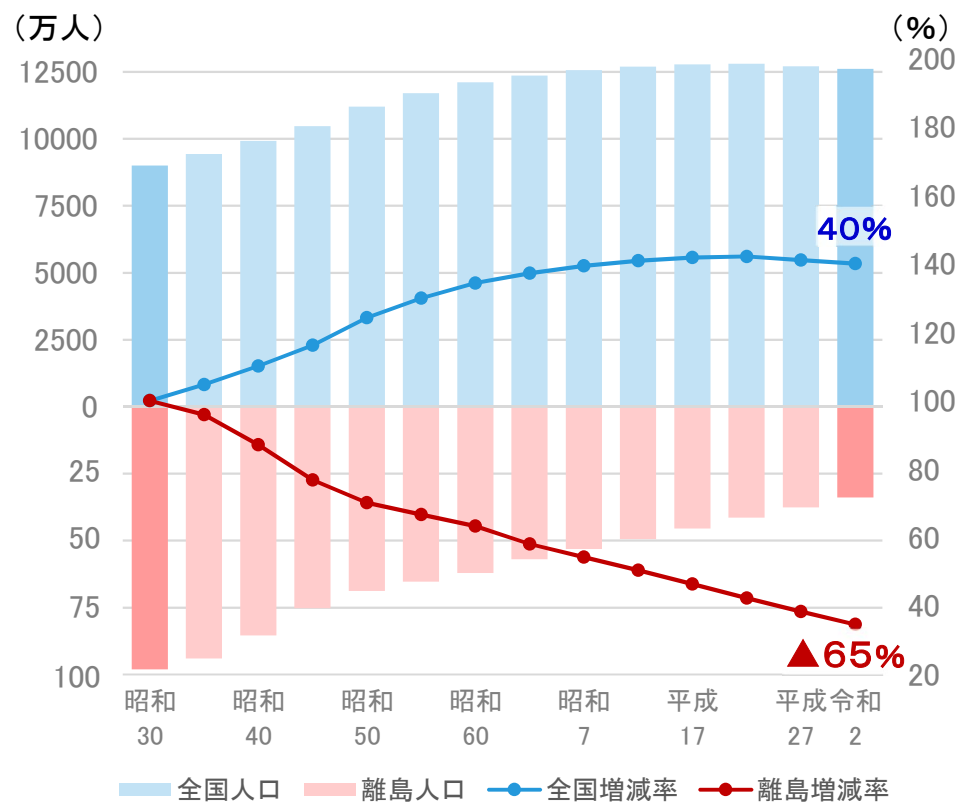
法対象外離島	111島
うち架橋や埋め立て等により本土と陸つなぎになった離島	97島

(出典) 総務省「令和2年国勢調査結果」及び公益財団法人日本離島センター「2021離島統計年報」より

参考2 離島の人口

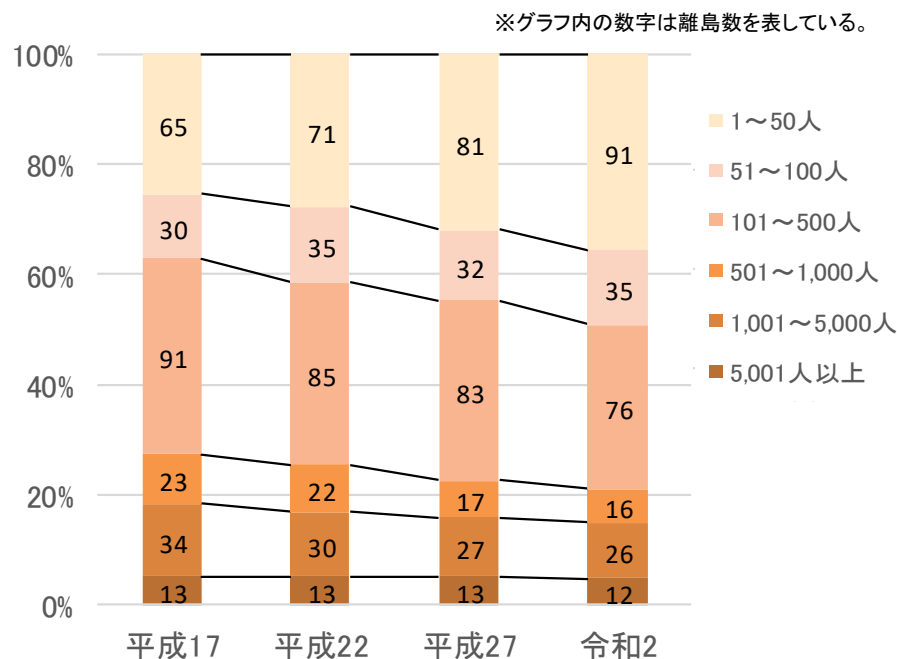
○ 昭和30年から令和2年までの人口の推移をみると、全国の人口は約40%増加している一方、離島の人口は約65%減少している。また、令和2年国勢調査において人口100人未満の離島が約半数を占めるなど、離島の人口規模の縮小が進んでいる。

【離島の人口の推移】



出典：総務省「国勢調査結果」、公益財団法人日本離島センター「2021離島統計年報」

【離島の人口規模の推移】



注)平成27年国勢調査において、新島(鹿児島県)、馬毛島(鹿児島県)が無人島であり、口永良部島(鹿児島県)は噴火災害により国勢調査の人口が集計できなかったため、平成27年の離島数は253